東金市公式インスタグラムに関する運用規程

(趣旨)

1 この規程は、東金市の持つ産業や観光資源等の情報を広範囲に発信し、もって観光客の取り込みや特産品の需要拡大等、東金市の活性化を図ることを目的として、東金市公式インスタグラム(以下「公式インスタ」という。)を適正に運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) インスタグラム 画像や短時間動画を共有する無料のSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) のことをいう。
 - (2) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
 - (3) ユーザーネーム インスタグラムでユーザーを検索する際に、アカウントを識別するための要素として利用される、英数字で構成された名称をいう。
 - (4) ポスト インスタグラムに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
 - (5) リポスト 他のユーザーのポストを利用して再投稿することをいう。
 - (6) ハッシュタグ タグ付けのためにポスト内に記載する「#」を含んだ単語をいう。
 - (7) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。
 - (8) いいね ポストに対してユーザーが「いいね」と感じた際に、ハート型のボタンを クリックすることで意思表示をすることができる機能をいう。
 - (9) コメント 他のユーザーのポストに自由に書き込むことのできる記事をいう。
 - (10) ダイレクトメッセージ ユーザー間で送受信可能な非公開メッセージをいう。 (アカウント管理等)
- 3 公式インスタのアカウントについては、次のとおりに管理する。
 - (1) アカウント管理者は、秘書広報課長とする。
 - (2) アカウント管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 公式インスタのアカウント管理に関すること。
 - イ 公式インスタ全体の構成及び調整に関すること。
 - ウ 公式インスタ上でポストする内容に関する指導・助言に関すること。
 - エ 公式インスタに関する全庁的な調整に関すること。
 - オー不適切なポスト及びコメント等の削除に関すること。
 - カ 公式インスタのなりすまし対策に関すること。
 - キ その他、公式インスタの運用に関すること。
 - (3) ユーザーネームは「togane_city」とする。
 - (4) アカウントURLは「https://www.instagram.com/togane city」とする。
 - (5) 公式インスタで発信する情報は、次の内容を基本とする。

- ア 東金市内の観光に関する情報
- イ 東金市内の産業に関する情報
- ウ 東金市内で行われる対象者を限定しない大規模イベント等の情報
- エ その他、アカウント管理者が特に必要があると認めるもの
- (6) 公式インスタで発信する情報には、次の各号に掲げる事項を含んではならない。
 - ア 公序良俗、法律・法令等に違反するもの
 - イ 虚偽や事実と異なる情報、正否の確認できない嘘や迷信に類するもので利用者を 惑わせたり不安を与えるもの
 - ウ 宗教団体による布教活動を目的とするもの
 - エ 基本的人権、知的財産権(著作権、商標権等)、肖像権、プライバシーを侵害するもの
 - オ 個人や法人を誹謗中傷するもの、または不利益を与えるもの
 - カ わいせつな内容
 - キ その他、アカウント管理者が不適当と判断するもの
- (7) 本アカウントの利用目的が東金市のPRであることに鑑み、全てのポストのハッシュタグに原則として「#東金市」を利用する。
- (8) 他のユーザーのアカウントのフォローは、原則として行わない。ただし、東金市と 密接に関係がある公共機関等の公式アカウントについては、この限りでない。
- (9) 他のユーザーのポストを利用したリポストは、「#いいね東金」及び「#東金フォト」によりタグ付けされたポストから、公式インスタにリポストすることが適切であると認められるものについて行うことができる
- (10) 他のユーザーのポストへのいいね又はコメントは、原則として公式インスタでリポストした場合に限り、いいね及びリポストした旨のコメントを付記する。ただし、東金市と密接に関係がある公共機関等の公式アカウントについては、この限りでない。
- (11) 他のユーザーとのダイレクトメッセージでのやり取りは行わない。
- (12) ウィルス攻撃等の脅威への対策として、信頼性のない利用者とのつながりの設定や 掲載されているリンク先を開くことは行わない。
- (13) リポストやフォローまたはリンクの掲載等の他のアカウント等とのつながりの設定は、当該アカウント等の内容が信頼性のあるものとして受け取られる可能性があることを考慮して、慎重に行うこと。
- (14) 情報の発信時期は不定期とするが、原則として業務時間中に職場に設置されたタブレット端末から行う。
- (15) 公式インスタのポストが、他のユーザーによりリポストまたはコメントされた場合、 その内容に関することについて、東金市は責任を負わないものとする。
- (16) 利用者によるコメント等の内容が不適切であると判断した場合は、利用者に通知することなく削除その他の必要な措置をとることができるものとする。

(情報発信の承認)

- 4 公式インスタにポストする際には、原則として文書によりアカウント管理者の事前の 承認を受けるものとする。ただし、情報発信の即時性の観点から必要がある場合には、 アカウント管理者への口頭での報告により即時に投稿することができる。その場合にお いても、事後において必ず文書によりアカウント管理者の承認を受けるものとする。 (ホームページへの表示)
- 5 公式インスタのアカウントページへのハイパーリンクを市の公式ホームページ上に掲載し、公式インスタの情報発信を行うとともになりすましでないことを証明する。
- 6 この運用規程を市の公式ホームページ上に掲載し、公式インスタのプロフィール欄に 市の公式ホームページ上のコンテンツURLを記載する。

(トラブル等への対応)

- 7 発信した情報に誤りがあった場合は速やかに削除し、必要に応じて訂正や謝罪の掲載 を行う。
- 8 公式インスタのなりすましの事例を発見した場合は、インスタグラムの提供事業者や 当該アカウント管理者に削除を依頼するとともに、公式インスタや市のホームページ等 でなりすましが存在することの注意喚起を行う。

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。